

別表1 公共施設の補修等活動の支援基準（A+B 支援限度額20万円）

活動人数による支援基準(A)			
人数 (人)	現物支給		補助金支給(円)
	① 軍手 (双)	② 飲物代	③ 安全確保 ・事務費等
5	5	1,500	一律 3,000
10	10	3,000	
15	15	4,500	
20	20	6,000	
25	25	7,500	
30	30	9,000	
35	35	10,500	
40	40	12,000	
45	45	13,500	
50	50	15,000	
55	55	16,500	
60	60	18,000	
基準	1人 1双	1人 300円	一律 3,000円

原材料等の支援基準(B)	
現物支給	補助金支給
【基本原材料】 生コンクリート 砕石 真砂土 セメント U字溝 レミファルト(常温合材) など	【左記以外の原材料】 ペンキ 型枠用材 肥土 レンガ など 【その他】 原材料の使用に必要な リース代等

【支援内容の具体例】

1 20人で石積の用水路をU字溝水路に改修する場合	
現物支給	・生コンクリート(必要な量) ・U字溝(必要な量) ・軍手 20双 ①
補助金支給	・補助金 9,000円+α (②6,000円+③3,000円 +型枠用材等の原材料費) (工事完了後に領収書で精算)
2 10人で公園に花壇を設置する場合	
現物支給	・セメント(必要な量) ・軍手 10双 ①
補助金支給	・補助金 6,000円+α (②3,000円+③3,000円 +レンガ、肥土等の原材料費) (工事完了後に領収書で精算)

※先に原材料等の物品を必要数支給します。活動終了後に、支援限度額以内において補助金支給を行います。

別表2 公共施設の美化等活動の支援基準(A+B 支援限度額10万円)

活動人数による支援基準(A)			
人数 (人)	現物支給		補助金支給(円)
	① 軍手 (双)	② ゴミ袋 (枚)	③ 飲物代
5	5	40	1,500
10	10		3,000
15	15	80	4,500
20	20		6,000
30	30	120	9,000
40	40	160	12,000
50	50	200	15,000
60	60	240	18,000
70	70	280	21,000
80	80	320	24,000
90	90	360	27,000
100	100	400	30,000
基準	1人 1双	10人 40枚	1人 300円

活動内容による支援基準(B)				
面積(㎡)	補助金支給(円) (④⑤は活動内容に合わせて支給)			
	区分	④ 用具代	⑤ 燃料代	⑥ 安全確保 ・事務費等
以上	未満	⑦ その他	活動内容により、 その他必要な経費 (例) 証紙代、 リース料	
	基礎額			
0	～ 100	2,000	2,000	15,000
	100 ～ 200	2,500	2,200	15,000
	200 ～ 300	3,000	2,400	15,000
	300 ～ 400	3,500	2,600	15,000
	400 ～ 500	4,000	2,800	15,000
	500 ～ 600	4,500	3,000	15,000
	600 ～ 700	5,000	3,200	15,000
	700 ～ 800	5,500	3,400	15,000
	800 ～ 900	6,000	3,600	15,000
	900 ～ 1,000	6,500	3,800	15,000
	1,000 ～ 1,100	7,000	4,000	16,000
追加基準		100㎡ 500円	100㎡ 200円	1,000㎡ 1,000円

3 10人で500㎡の市道を継続的に草刈する場合	
現物支給	・軍手 10双 ① ・ゴミ袋 40枚 ②
補助金支給	・補助金 29,500円 (③3,000+④4,500+⑤3,000 +⑥15,000+⑦4,000)
4 20人で重機を使用して、雨水幹線の泥上げを100㎡行なった場合	
現物支給	・軍手 20双 ① ・ゴミ袋 80枚 ②
補助金支給	・補助金 21,000円+α (③6,000+⑥15,000 +重機リース料) (工事完了後に領収書で精算)

※先に原材料等の物品を必要数支給します。活動終了後に、支援限度額以内において補助金支給を行います。
※証紙代は、市道の草刈活動時に道路使用許可申請等を警察署に申請する場合の必要経費です(上限4,000円)。

自立のまちづくり

～ 見せよう、示そう、市民の底力 ～



みなさんが、地域のために自ら考え、自ら行動する活動を応援します！

令和7年度

たつの市

市民が自ら考え、自ら行動する「自立のまちづくり事業」

市民の皆さんが自主的に行う「まちづくり活動」を支援します。
地域の身近な公共施設を自分たちの手で守る活動、地域の活性化を図る活動などを募集します。
事前に申請が必要となりますので、各問い合わせ先へご相談ください。

◎支援対象活動一覧

活動名		対象団体	対象活動	支援内容	支援限度額 (支援率)	活 動 例	問い合わせ、申込先	
							(本庁)	(総合支所)
①	公共施設の補修等活動	市民5人以上の団体	○下記公共施設の補修、改修 ・生活道路 ・農道 ・都市公園（開発公園含む） ・用排水路	現物支給 ○原材料(生コンクリート、砕石、セメント、U字溝 など) ○軍手 補助金交付 ○その他原材料 ○重機等リース料(搬送費含む。) ○安全確保用具 など (裏面の別表1参照)	20万円/年 (10/10)	○農道、生活道路の補修 ○用排水路の改修 ○自治会公園遊具のペンキ塗り ○公園に花壇の設置 など ※対象とならない活動例 ・市道の補修等(市施工のため) ・地区公民館の補修等(地元管理のため) ・委託を主とした補修等(自主活動ではないため)	町おこし課 64－3167 ③は、原則 9月30日までに 申請してください	新宮総合支所 地域振興課 75－0251 揖保川総合支所 地域振興課 72－2525 御津総合支所 地域振興課 079－322 －1001
②	公共施設の美化等活動		○下記公共施設の草刈、泥上、植樹管理 ・市道 ・運動公園 ・雨水幹線水路	現物支給 ○軍手、ゴミ袋 補助金交付 ○草刈機の替刃 ○安全確保用具 など (裏面の別表2参照)	10万円/年 (10/10)	○市道法面の草刈 ○雨水幹線水路の泥上 ○市管理公園の草刈、草引 ※対象とならない活動例 ・街区公園の草刈等(地元管理のため) ・農道、用水路の草刈等(地元管理のため)		
③	地域のまちづくり振興活動		○地域産業の振興 ○教育、文化、体育等の振興 ○市の施策の普及	補助金交付 ○講師謝礼 ○消耗品 ○印刷製本 ○委託料 ○借上料 ○損害保険料 など	30万円/年 (2/3) ※千円未満切り捨て	○地域資源を活かした活動 ○地域の文化伝承活動 ○駅を中心としたまちづくり活動 など		
④	空き家対策活動	自治会	○老朽化した空き家の危険回避のための 応急処置	補助金交付 必要な消耗品(トラロープ、トタン板、養生ネットなど)、重機等リース料(搬送費含む。)、廃材等処理費	10万円/件 (10/10)	○立入禁止看板の作成、設置 ○瓦の落ちそうな屋根のトタン板等による応急処置 ○危険箇所の養生ネットによる保全 ○倒木のおそれのある危険な立木の伐採など ※所有者等の同意が必要	建築住宅課 64－3033	
⑤	里山整備活動	市民5人以上の団体	○集落近くの里山整備 ○山地の環境保全	補助金交付 ○必要な原材料 ○重機等リース料(搬送費含む。) ○安全確保用具 など (裏面の別表1の基準に準じ、補助金を支給)	20万円/年 (10/10)	○集落近くの里山整備 ○民家周辺山地の危険樹木伐採 ○民家周辺山地からの流出土砂の除去 ○災害時の高台避難路の整備 ○遊歩道等の案内看板設置及び補修	農林水産課 64－3137	
⑥	農業施設の災害復旧活動	自治会	○下記農業施設の災害復旧 ・用排水路 ・ため池 ・頭首工 ・農道 など	補助金交付 ○必要な原材料 ○重機等リース料(搬送費含む。) ○処分費 ○安全確保用具 など	15万円/件 (10/10)	○施設の補修 ○土砂、倒木の除去	農地整備課 64－3159	